

帰還困難区域（大熊町）所在の病院に入院していたが、原発事故直後の平成23年3月に自衛隊のバスによる過酷な避難を余儀なくされ平成24年4月に死亡した被相続人母（申立人ら子4名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を考慮して、原発事故の影響割合を1割として死亡慰謝料140万円（申立人ら遺族固有の慰謝料を含む。）、中間指針第五次追補で認められた過酷避難状況による精神的損害30万円、特に過酷な避難を余儀なくされた平成23年3月分について日常生活阻害慰謝料の増額分30万円（一時金）、平成23年4月分から平成24年4月分まで日常生活阻害慰謝料の増額分月額10万円（合計130万円）が賠償されたほか、申立人らについて被相続人の転院先への見舞いのために支出した交通費、宿泊費が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成24年4月〇日に死亡し、申立人らが被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが被相続人の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 精神的損害（増額分・一時金・日常生活阻害慰謝料・被相続人分）（平成23年3月11日～同月末日）
- (2) 精神的損害（増額分・日常生活阻害慰謝料・被相続人分）（平成23年4月1日～同24年4月〇日）
- (3) 過酷避難状況による精神的損害（被相続人分）
- (4) 生命身体的損害（被相続人の死亡慰謝料（遺族固有の慰謝料を含む））（平成24年4月〇日）
- (5) 生活費増加費用（交通費増加）（平成23年4月8日～同24年4月〇日）
- (6) 生活費増加費用（宿泊費）（平成23年4月8日～同24年4月〇日）

3 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対し、金3,655,354円の支払義務があること

を認める。

(内訳)

- | | |
|--|------------|
| (1) 精神的損害 (増額分・一時金・日常生活阻害慰謝料・被相続人分) | 300,000円 |
| (2) 精神的損害 (増額分・日常生活阻害慰謝料・被相続人分) | 1,300,000円 |
| (3) 過酷避難状況による精神的損害 (被相続人分) | 300,000円 |
| (4) 生命身体的損害 (被相続人の死亡慰謝料 (遺族固有の慰謝料を含む)) | 1,400,000円 |
| (5) 生活費増加費用 (交通費増加) | 305,304円 |
| (6) 生活費増加費用 (宿泊費) | 50,050円 |

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目 (同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名 (記名) 押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月2日

(仲介委員 市川 太)